

■優遇措置

R7.7.16 現在

優 遇 措 置 名	日田市企業立地促進条例
対 象 業 種	製造業、電気・ガス・熱供給業、道路貨物運送業、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット付随サービス業、コールセンター業、職業紹介業、BPO オフィス業及びそれらに関連する学術・開発研究機関、職業・教育支援業等
対 象 要 件	（新設・設備更新等）^{注1} ^{注6} 1. 本市と事業者との間で公害防止協定を締結していること。 2. 設備投資額が5千万円以上であること。（設備更新等は建物の建設を伴わないもの。）（ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット付随サービス業、コールセンター業、職業紹介業、BPO オフィス業においては指定要件としない）^{注2} ^{注3} 3. 5人以上の新規雇用者を創出していること。（ソフトウェア業、情報処理業等は3人以上） 4. 土地を取得した日^{注4}から3年以内に事業所の設置に着工し、当該日から5年以内に操業開始をしていること。ただし、賃借の場合は契約開始日から2年以内に操業開始していること。 5. 過去3年度間、公租公課の滞納がないこと。 （増設等）^{注5} 1. 公害を防止するための適切な措置を講じていること。 2. 設備投資額が2,500万円以上であること。ただし、新たな工場等の設置が必要。（ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット付随サービス業、コールセンター業、職業紹介業、BPO オフィス業においては指定要件としない） 3. 1人以上の新規雇用者を創出していること。 4. 事業所の設置に着工した日から3年以内に当該事業所を操業開始していること。 5. 過去3年度間、公租公課の滞納がないこと。
優 遇 措 置	① 固定資産税に対する不均一課税 50/100（新設は5年間、増設・設備更新等は3年間） 申請期限は適用を受ける年度の賦課期日（1月1日）が属する年の1月31日 （お問い合わせ先：税務課 資産税係 電話番号22-8206） ② 新たに取得した土地に係る設備投資額（造成費を含む）に対する助成 20/100（限度額5,000万円）及び新たに取得した家屋及び償却資産に係る設備投資額（家屋の改修費を含む）に対する助成 3/100（限度額5,000万円） ③ 家屋の改修費に対する助成（ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット付随サービス業、コールセンター業、職業紹介業、BPO オフィス業に限る）2/3（限度額300万円） ④ 埋蔵文化財発掘調査費の1/3 （限度額3,000万円） ⑤ 土地及び建物等の賃借料に対する助成 土地及び建物等の賃借料×1/2 を3年間助成（限度額500万円/年） ⑥ 通信回線使用料に対する助成 通信回線等使用料^{注7}×1/3 を3年間助成（限度額100万円/年） ⑦ 新規雇用者に対する奨励 20万円/人（限度額2,000万円） ※ ウッドコンビナートの分譲を受けて立地する場合、上記②の家屋・償却資産の設備投資額に対する助成は以下のとおりになります。 ■新たに取得した家屋及び償却資産に係る設備投資額（家屋の改修費を含む）に対する助成 5/100（限度額5,000万円）

<裏面に続く>

注 1：「**新設**」とは、日田市に既存の事業所を有しない者が、新たに事業所を設置することをいう。

注 2：「**設備投資額**」とは、事業所の新設又は増設等に要した費用のなかで、事業の用に直接供する固定資産（土地、家屋及び償却資産の総称）の取得価額の総額をいう。

「対象外となる償却資産」（例示）

- ・太陽光等再生可能エネルギー発電設備（電気供給業を除く）
- ・工場緑化施設
- ・福利厚生・社会貢献活動のための設備及び備品
- ・レンタル機器及びオペレーティングリース契約のもの
- ・他の工場及び事業所から移設したもの
- ・自動車税並びに軽自動車税の種別割の課税客体であるもの（大型特殊自動車は除く）
- ・法人の償却資産として市に届出の無いもの

注 3：「**設備投資額5千万円以上**」とは、あらかじめ 2 年以上の事業所建設計画を策定する者にあつては、事業所建設計画に基づき、事業所を最初に操業開始した日から2年以内に係る設備投資額をいう。

注 4：「**新規雇用者**」とは、日田市に住所を有する常用の従業員であり、操業開始の日前後 6 ヶ月以内に、事業所の新設及び増設等のために雇用された雇用保険のある者（日雇い労働者等を除く）をいう。

注 5：「**増設**」とは、日田市に既存の事業所を有する者が、当該事業所を廃止することなく生産力強化のために新たに事業所を設置すること、若しくは、当該事業所を廃止し従前の生産能力以上の新たな事業所を設置すること、または日田市に住所を有する者が新たに事業所を設置することをいう。

注 6：「**設備更新等**」とは、建物の建設を伴わず、所得税法施行令第6条第3号及び第7号に掲げる償却資産の更新、若しくは新設のみを行う場合をいう。

注 7：「**通信回線等**」とは、電話使用料（携帯電話を除く）インターネット接続サービスの利用にかかる経費及び専用回線使用料（これらの導入に当たり必要な工事費その他の初期費用及び資産となるものを除く。）

注 8：優遇措置の申請は、事業所の操業開始日の前日から起算して30日前までに「立地企業指定申請書」を提出。

お問い合わせ先

〒877-8601 大分県日田市田島二丁目 6 番 1 号

日田市農林商工部 商工労政課 企業立地推進係

電話番号:0973-22-8313(直通) ファックス:0973-22-8246 メールアドレス: shokoh@city.hita.oita.jp